

第26回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和4年8月23日(火) 午前10時00分～

2. 開催場所 江戸川区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (12名)

会長 13番 岩楯 重治

会長職務代理 12番 眞利子 隆

委員 1番 橋本 智明

2番 村山 雅美

3番 芦田 正之

4番 佐久間 梅吉

5番 大場 幸一

6番 石川 善一

7番 関口 賢一

9番 田嶋 正剛

10番 山寄 一男

11番 松丸 直義

4. 欠席委員 (1名)

8番 田島 勝

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて

議案第2号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 関山 健二

係長 小川 英彦

主査 久保田 早苗

主任 宮下 知也

7. 会議の概要

議 長 おはようございます。委員の皆様におかれましてはご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。ただ今より第26回江戸川区農業委員会を開会します。なお本日、田島勝委員さんがご欠席とのご連絡をいただいております。

日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。橋本委員さんと村山委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議 長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により7件の書類を受理いたしました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会の時間短縮を目的として事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 報告第1号について、質問等ございませんか。

岩楯委員 報告第1号-2について、20㎡の面積に対して転用内容が「店舗兼個人住宅」とありますが、20㎡に設置できるものなののでしょうか。

事務局 隣接する土地と一体として整備すると伺っております。

議 長 他に質問・意見等がないようであり、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 次に、報告第2号をお願いします。

事務局 報告第2号（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により2件の書類を受理いたしました。なお、本件につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 報告第2号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 質問・意見等がないようですので了承いただきたいと存じます。

議 長 次に、議案第1号の審議をお願いします。

事務局 議案第1号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて）についてご審議願います。議案第1号ですが、議案書記載のとおり3筆ございます。該当地は次ページの地図のとおりです。
以上でございます。

議長 議案第1号について、私が確認をとってございますので、報告いたします。

岩楯委員 8月2日に事務局の久保田主査、宮下さんと一緒に●●さんの畑の現地確認に伺いました。岩楯さんの畑のうち2筆は区民農園として活用されており、残りの1筆はご自身で耕作されている状況でございました。農地としてきれいに管理されておりましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議長 次に、議案第2号の審議をお願いします。

事務局 議案第2号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて）についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。案件は2件ございます。

まず1番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり1筆です。引き続き農業経営を行っている期間は平成30年12月13日～令和3年12月12日です。

2番目の土地の所在地番は、議案書記載のとおり2筆あります。引き続き農業を行っている期間は平成30年12月28日～令和3年12月27日です。

以上でございます。

議長 議案第2号の1について、山嵯委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

山嵯委員 それでは報告いたします。8月1日に、事務局の久保田さん、宮下さんと●●さんの畑の現地確認に伺いました。

申請があった農地につきましては、オクラ、きゅうり、インゲン、ナス等の夏野菜が多品種栽培されておりました。新型コロナウイルス感染症拡大前は、小松菜を市場出荷されておられましたが、現在は市場出荷はしていないとのことでした。近隣の方へ野菜の提供もしておられます。農地として適切に管理されておりましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 議案第2号の2について、眞利子委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

眞利子委員 それでは報告いたします。8月2日に、事務局の久保田さん、宮下さんと●●さんの畑の現地確認に伺いました。

該当農地の大部分を鉄骨ハウスがしめており、小松菜を栽培し、市場に出荷することでした。露地部分についても、小松菜を栽培することでしたが、現在は、播種の準備がおこなわれているところでした。農地として適切に管理されていたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございせんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、議案第2号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第3号の審議をお願いします。

事務局 議案第3号(生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて)についてご審議願います。議案第3号の申請場所については、次ページ以降に地図と公図を載せております。

以上でございます。

議 長 議案第3号について、田嶋正剛委員さんが確認を取ってございまして、報告をお願いします。

田嶋正剛委員 それでは報告させていただきます。8月10日に事務局の久保田主査と宮下さんと私と3名で現地確認をおこないました。こちらは申請者の自宅裏の農地であります。●●さんが●●年●●月に亡くなられたことから、当該証明願いの発行申請があったものであります。これまで農地として適切に管理されており、近隣の方へ野菜の提供もしておられました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございせんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。
以上をもって、議事を終了いたします。

